

2. 短期的対策

(1) 公的医療保険の給付範囲の見直し

① 高齢者の患者負担の見直し(現行:70歳未満3割、70歳以上1割(ただし、現役並み所得者2割))

ア 平成18年度から現役並み所得の70歳以上の者は3割負担

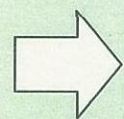
イ 平成20年度から更に高齢者の負担を見直し

前期高齢者(65~74歳)2割負担、後期高齢者(75歳以上)1割負担(現行どおり)

※ 高齢者の患者負担の別案あり

前期・後期高齢者とも2割負担(ただし、後期高齢者の低所得者は1割負担) 等

② 療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ 等



1. 及び2. (1)によって、医療給付費の伸びを平成37(2025)年度に56兆円から49兆円に抑制(対GDP比:7.7%から6.7%へ)

(2) 診療報酬の適正化

3. これらの方策を今後検討し、年末までに具体的対策を決定

○ この他、経済財政諮問会議等の提案についても、医療費削減効果を機械的に試算